

# 交野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

交野市教育委員会

## 【はじめに】

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が発生していることや、平成30年6月の登校時間帯に発生した大阪府北部地震を受け、学校では登下校中の安全確保について、家庭や地域、関係機関等と連携を取り、その対策に努めてきました。

平成31年3月には、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のG P S機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた(あるいは巻き込まれそうな)際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について、大阪府により「小中学校の携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が策定されました。

本市においては、大阪府のガイドライン策定を受け、「交野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定するとともに、青色防犯パトロール及び小中学校の通学路を中心に防犯カメラを設置するなど安全対策のための整備充実を図ってまいりました。さらに移動経路等の位置情報を知ることが可能なホイッスル型専用端末を全児童に配布し、登下校の見守りシステムの導入・強化を図っております。

学校においては、本ガイドラインを踏まえて、児童生徒や保護者と連携しつつ、携帯電話の取扱いや携帯電話の適切な使用に関する指導の充実等について、更なる取組みの見直し及び充実に努めます。また、保護者の皆様においては、以下の本ガイドラインの趣旨を踏まえて、今後ともに家庭において、携帯電話の取扱いや適切な使用方法についてお子様と確認していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## 【学校における携帯電話の取扱いについて】

携帯電話は登下校時や災害時の緊急の連絡手段となり得るものではある。しかし、携帯電話は、子どもがトラブルに巻き込まれる原因となることも指摘されており、また、現時点では、小中学校における教育活動において直接使用せず学校内に持込む必要のないものである。

保護者がこのことを理解したうえで、児童生徒の携帯電話の学校への持込みを求める場合は、以下の通りとする。

- 1 保護者及び本人は、持込みを求める理由を明らかにし、学校長宛に同意確認書を提出する。
- 2 同意確認書の内容を踏まえて、学校が携帯電話の持込みを妥当と判断した場合のみ持込みが許可され(認印を押した写しの返却)、保護者の責任において管理及び児童生徒への指導を行う。

## 【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- 1 携帯電話を持つ目的は、同意確認書に記載された内容に限定する。
- 2 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。
- 3 校内では、携帯電話を使わない。
- 4 校内では、携帯電話の保管方法等、学校の指示に従う。

- 5 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却する等、学校と保護者が協力して指導する。
  - 6 登下校中の子どもに携帯電話を持たせる場合、登下校中及び校内における携帯電話の破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とする。
- ※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

#### 【適切な使用に關すること】

##### 1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日30分、休日60分を目安とする。
- (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (7) SNSでの友だちの反応が遅くなる場合があることを理解し、友だちにすぐに返信するよう強制しない。

※これら以外の使い方については、子どもと話し合って、その都度ルールをつくってください。

※「1 携帯電話の適切な使い方について」に記載されている内容については、児童生徒がトラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、学校でも指導します。

##### 2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
  - ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
- 注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）やウェアラブル端末も同様です。